

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
二丁目三二番一地先まで 六七番三地先から同市東所沢和田 所沢市大字下安松字中横道北一五	所沢市大字下安松字中横道北一五 六七番三地先から同市大字下安松 字中横道北一五六番三地先まで	区 間
九・六〇〃 二五・〇〇	九・六〇〃 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
六四二・〇〇	三六・四〇	延長 (メートル)
更。 管に伴う道路区域変 更。		備 考